

議案第 6号

加西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

加西市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

## 加西市印鑑条例の一部を改正する条例

加西市印鑑条例（平成6年加西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知)の一部が改正され、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるとされたことから、所要の改正を行うもの。